

中途採用求人情報発信強化事業実施要領

令和3年6月15日
商工観光労働部雇用労働政策課

中途採用求人情報発信強化事業補助金の交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)及び中途採用求人情報発信強化事業補助金交付要綱(令和3年6月15日商工観光労働部雇用労働政策課定め。以下「要綱」という。)の定めによるほか、この実施要領(以下「要領」という。)に定めるところによる。

第1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける産業4分野(農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業)の雇用の維持・拡大に向けた取組を後押しし、新型コロナウイルス感染症の影響により離職や廃業等を余儀なくされた方等の再就職を支援する。

第2 事業の内容

(1) 補助事業者

① 県内に本社又は事業所を有する法人であって、次に掲げる者を除く。

ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人(土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。)

〈詳細は下記のとおり〉

沖縄振興開発金融公庫	株式会社国際協力銀行
株式会社日本政策金融公庫	港務局
国立大学法人	社会保険診療報酬支払基金
水害予防組合	水害予防組合連合
大学共同利用機関法人	地方公共団体
地方公共団体金融機構	地方公共団体情報システム機構
地方住宅供給公社	地方税共同機構
地方道路公社	地方独立行政法人
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	土地開発公社
日本下水道事業団	日本司法支援センター
日本中央競馬会	日本年金機構
日本放送協会	

イ 国及び地方公共団体が出資金等の額の25%以上を出資等している者

ウ 雇用保険適用事業所の事業主でない者

② 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める業種のうち、次のいずれかに該当する法人であること。

農業、林業(大分類A)	農業(中分類番号01)、林業(同02)
漁業(大分類B)	漁業(中分類番号03)、水産養殖業(同04)
製造業(大分類E)	食料品製造業(中分類番号09) 飲料・たばこ・飼料製造業(同10) 繊維工業(同11)

製造業（大分類E）	木材・木製品製造業（家具を除く）（同12） 家具・装備品製造業（同13） パルプ・紙・紙加工品製造業（同14） 印刷・同関連業（同15） 化学工業（同16） 石油製品・石炭製品製造業（同17） プラスチック製品製造業（同18） ゴム製品製造業（同19） なめし革・同製品・毛皮製造業（同20） 窯業・土石製品製造業（同21） 鉄鋼業（同22） 非鉄金属製造業（同23） 金属製品製造業（同24） はん用機械器具製造業（同25） 生産用機械器具製造業（同26） 業務用機械器具製造業（同27） 電子部品・デバイス・電子回路製造業（同28） 電気機械器具製造業（同29） 情報通信機械器具製造業（同30） 輸送用機械器具製造業（同31） その他の製造業（同32）
運輸業、郵便業 （大分類H）	鉄道業（中分類番号42） 道路旅客運送業（同43） 道路貨物運送業（同44） 水運業（同45） 航空運輸業（同46） 倉庫業（同47） 運輸に附帯するサービス業（同48）
宿泊業、飲食サービス業 （大分類M）	宿泊業（中分類番号75） 飲食店（同76） 持ち帰り・配達飲食サービス業（同77）

- ③ 令和3年3月1日以降において、採用求人を公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。
- ④ 県税に未納がないこと。
- ⑤ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ⑥ 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑦ その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(2) 補助対象経費

<p>1 中途採用の求人情報や事業所の魅力を発信するための自社ホームページの新設や改修等に要する経費 例) 業務内容や求人情報、先輩社員の紹介、企業PR動画、働きやすい職場づくりのための取組等の情報掲載、スマートフォン最適化機能追加</p> <p>2 中途採用を含む求人情報や事業所の魅力をインターネット等で広く周知するために必要な経費 例) 民間求人サイトでの求人情報発信、電子DMによる求人情報等の発信、各種情報誌での求人情報掲載</p>
<p>留意事項</p> <p>1 交付決定日以降に支出したことが確認できる経費であること。また、実績報告書提出日までに実施した事業に要する経費であること（将来にわたる経費でないこと。）</p> <p>2 下記の経費は除くこと。 県外事業所における経費、機械や器具の購入費、ホームページ等の保守管理に要する経費、採用報酬型の求人掲載にかかる経費</p> <p>3 国や市町村、その他の補助金の補助対象経費と重複しない経費であること。</p> <p>4 求人サイト等への求人情報掲載に係る経費は、産業4分野（農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業）に関連する職種の求人情報掲載の経費とし、<u>事業費</u>100万円（税抜）を上限とする。</p>

(3) 補助上限額及び補助率

【補助上限額】

1 事業者あたり1,000,000円

【補助率】

① 中小企業

1 / 2 以内（千円未満の端数は切り捨て）

② 中小企業以外

1 / 3 以内（千円未満の端数は切り捨て）

中小企業の該当有無については、下表を確認すること。

日本標準産業分類に基づいた産業分類	企業規模
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 飲食店（中分類番号76） 持ち帰り・配達飲食サービス業（同77）	資本金の額（又は出資の総額）が 5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者（※）が50人以下の企業
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 宿泊業（中分類番号75）	資本金の額（又は出資の総額）が 5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者（※）が100人以下の企業

農業・林業（大分類A） すべての分類	資本金の額（又は出資の総額）が 3億円以下の企業 又は 常用雇用者（※）が300人以下の企業
漁業（大分類B） すべての分類	
製造業（大分類E） すべての分類	
運輸業、郵便業（大分類H）のうち 郵便業（中分類番号49）を除くすべての分類	

※ 常用雇用者とは、「期間を定めずに雇用されている人」「1か月超の期間を定めて雇用される人」を指す。

第3 補助事業者選定のための事前調査

予算に限りがある中で本事業の目的を果たすため、補助事業者の要件や効果的な取組であるか等を審査し、補助事業者を選定するための事前調査を行う。

(1) 事前調査期間

- 【第1次募集】 令和3年6月15日（火）から令和3年7月14日（水）までとする。
- 【第2次募集】 令和3年7月19日（月）から令和3年8月10日（火）までとする。
- 【第3次募集】 令和3年8月16日（月）から令和3年9月6日（月）までとする。
- 【第4次募集】 令和3年9月13日（月）から令和3年10月5日（火）までとする。

(2) 回答方法

宮崎県電子申請システムへの入力（様式の添付も含む）
下記のURLから必要事項を入力すること。

URL：<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=r01EVvzG>

（主な記載事項）

事業所名、所在地、業種、雇用保険適用事業所番号、主な業務内容、国や県の制度認証、認定マークの取得状況、中小企業の該当有無、資本金（出資金）、事業所全体の常用雇用者数、求人公表の有無、実施する補助事業の内容（支出予定金額を含む）、平成30年度から令和2年度までの採用、離職の状況、県内事業所における採用計画（職種、採用予定人数、必要な資格、給与（月額））、担当者氏名、担当部署、連絡先電話番号、連絡先ファクシミリ番号、本事業実施による採用状況等調査への協力同意確認

（必要な添付資料）

- ・ 事業計画書（様式第1号）
 - ・ 収支予算書（様式第2号）
 - ・ 令和3年3月以降に公表している求人票の写し（ただし、県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。）
 - ・ 本事業の実施に要する経費が確認できる資料（見積書の写し）等
- ※ 必要に応じて、企業概要のパンフレットや計画する事業の内容が分かる資料等の提出を依頼する場合がある。

〈宮崎県電子申請システム利用時の注意事項〉

- ・ 重複して電子申請システムを開かないこと（二重申請としてエラーになる場合がある）。
- ・ 一時保存時に入力が必要となるメールアドレスやパスワードは必ず確認し、控えておくこと。メールアドレスやパスワード忘れは、宮崎県雇用労働政策課では

対応できず、初期状態から再入力をお願いすることになる。

- ・ 入力作業が1時間を超える場合、タイムアウトとなる場合があるため、入力時間に応じて適宜一時保存をすること。
- ・ 宮崎県電子申請システムの利用ができない事業者は、宮崎県雇用労働政策課へ事前に電話で連絡の上、必要な資料を電子メール (u-turn@pref.miyazaki.lg.jp) にて送信すること。なお、この場合は、補助事業者選定のための事前調査票（参考様式）を県ホームページからダウンロードの上、その他必要書類とともに送信すること。

(3) 審査

審査要領に基づき、補助事業者の要件を満たすかを確認する第一次審査、本事業による取組内容や経費の妥当性、正規雇用見込み等を審査員が総合的に審査する第二次審査を行い、予算の範囲内で補助事業者を決定する。ただし、事前調査へ回答のあった申請予定総額が予算上限を上回らない場合は、第二次審査を省略し、第一次審査の中で事業目的に合致するか確認した上で補助事業者を決定することがある。

なお、必要に応じて、応募内容に条件を付して決定する場合がある。この際、県が付す条件への同意が得られない場合は、不採択となった事業者を繰上げて採択する。

① 審査時期

- 【第1次募集】令和3年7月中旬～下旬
- 【第2次募集】令和3年8月中旬～下旬
- 【第3次募集】令和3年9月上旬～中旬
- 【第4次募集】令和3年10月上旬～中旬

② 第一次審査要件

補助対象事業者の要件に合致するかの確認（県内の事業所であるか、指定業種であるか、令和3年3月以降に求人を公表しているか、補助事業実施にかかる調査に協力する意思があるか 等）

③ 第二次審査要件

本事業による取組内容の妥当性、事業経費の妥当性、正規雇用見込み、国や県の認証制度（認定マーク）等の取得状況 等

④ 採択通知

電子メールにより通知する。

第4 交付申請

(1) 申請受付期間（予定）

- 【第1次募集】令和3年7月下旬から令和3年8月中旬まで
- 【第2次募集】令和3年8月下旬から令和3年9月中旬まで
- 【第3次募集】令和3年9月中旬から令和3年10月上旬まで
- 【第4次募集】令和3年10月中旬から令和3年11月上旬まで

詳細は補助事業者に選定された事業者へ別途通知する。

指定する期間中に申請書の提出がなかった場合、該当事業者の申請意思がないものとみなし、不採択となった事業者から予算の範囲内で繰上げて採択する場合がある。

(2) 申請方法

書類一式を郵送により提出すること。

なお、申請にあたっては、改めて見積合わせ等により経費の妥当性を十分確認した上で、資料を提出すること。

(3) 提出書類

補助事業者は、次の関係書類各1部を提出すること。

(関係書類)

- ・ 交付申請書（規則に定める別記様式（以下「規則様式」という。）第1号）
- ・ 事業計画書（様式第1号）※
- ・ 収支決算書（様式第2号）※
- ・ 県税の納税証明書（県税に未納がないことの証明。全税目。原則として、申請を行う日から3か月以内のもの）
- ・ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）
- ・ 事業実施主体の構成員・役員等に関する誓約書（様式第4号）
- ・ 商業登記簿謄本の写し
- ・ 本事業の実施に要する経費が確認できる資料（見積書の写し）※
- ・ （県外にある本社から県内事業者に本事業の申請にかかる一切の権限を委任する場合）委任状 等

※ 「事業計画書（様式第1号）」、「収支決算書（様式第2号）」及び「本事業の実施に要する経費が確認できる資料（見積書の写し）」は、事前調査の回答時から変更の必要がない場合は提出不要とする。

(4) 交付決定

知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、県補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。

なお、知事は、県補助金の交付を決定したときは、速やかに、交付決定通知書（規則様式第2号）により、交付決定額、交付決定の内容及び交付決定に付した条件を補助事業者へ通知するものとする。

第5 事業の実施

県補助金の交付決定の通知を受領した後、事業に着手し、遅くとも実績報告書提出期限である令和4年2月15日までに事業を完了させること。

第6 計画変更（中止・廃止）

(1) 計画変更

補助事業者は、規則第10条第2項第1号に規定する知事に提出した書類の内容を変更しようとするときは、関係書類を添えて、その承認を受けなければならない。

なお、変更承認申請が必要となる変更の範囲は、補助対象経費（事業費）の30%を超える増減とする。

ただし、補助金の増額を伴う変更承認申請について、予算に残額がない場合は補助金増額に関する承認はできないので、予め留意すること。

① 申請時期

補助対象経費（事業費）の30%超の増減を伴う事業内容を変更するとき、事業実施前に申請すること。

② 申請方法

郵送

補助金の増額を伴う事業の変更が生じる場合は、予算に残額があるか事前に県雇用労働政策課へ確認すること。

③ 提出書類

補助事業者は、次の関係書類各1部を提出すること。

(関係書類)

- ・ 変更承認申請書 (様式第5号)
- ・ 本事業の実施に要する経費が確認できる資料 (見積書等)

(2) 中止・廃止

補助事業者は、規則第10条第2項第2号に規定する補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

① 申請時期

事業の中止・廃止が必要となったとき

② 申請方法

郵送

③ 提出書類

補助事業者は、次の関係書類1部を提出すること。

(関係書類)

- ・ 中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

第7 状況報告

補助事業者は、10月末日現在の経費の執行や採用に関する状況を確認した上で、遂行状況報告書(様式第7号)を作成し、知事に提出しなければならない。

①提出時期

令和3年11月5日まで

ただし、11月5日現在で補助事業が完了し、第8の「実績報告」を完了している場合は提出不要とする。

②申請方法

電子メール送信

宮崎県雇用労働政策課 (u-turn@pref.miyazaki.lg.jp) へ送信すること。

③提出書類

補助事業者は、次の関係書類1部を提出すること。

(関係書類)

- ・ 遂行状況報告書(様式第7号)

第8 実績報告

(1) 報告期限

補助事業者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年2月15日のいずれか早い日までに報告しなければならない。

(2) 報告方法

書類一式を郵送により提出しなければならない。

(3) 提出書類

補助事業者は、次の関係書類各1部を提出しなければならない。

(関係書類)

- ・ 実績報告書(規則様式第3号)
- ・ 事業実績書(様式第1号)
- ・ 収支決算書(様式第2号)

- ・ 採用状況等報告書（様式第8号）
- ・ 本事業の実施に要した経費が分かる資料（領収書等）
- ・ 成果品
（主なもの）
 - ① 自社ホームページに採用ページを新設した場合
新設したページの内容が確認できる資料
 - ② 自社ホームページ内の採用ページを改修した場合
改修前後のページの内容が確認できる資料（※変化が分かるもの）
 - ③ 求人広告を掲載した場合
掲載した求人広告の写し（媒体別に代表的なもの一つ）
- ※ 事前課金型の求人広告については、事前に課金した額の領収書のみでは対象期間内に経費を執行したことが確認できないため、下記の資料も添付すること。（添付がない場合は補助できないので注意）
 - ・ 補助対象期間（交付決定日から実績報告書提出日までの間）に広告掲載を開始したことが確認できる管理画面の写し
 - ・ 掲載期間と期間内にかかった経費が確認できる管理画面の写し
- ・ 精算払請求書（参考様式）
- ・ 補助金振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できる面）

(4) 県補助金の額の確定

知事は、実績報告書を受領したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該補助事業の成果が県補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき県補助金の額を確定し、交付額確定通知書（規則様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(5) 県補助金の交付

知事は、精算払請求書に基づき、補助事業者に対し、口座振込により県補助金を交付するものとする。

第9 その他

(1) 様式

この要領の規定に定める書類の様式は、補助事業者選定のための事前調査票、委任状、精算払請求書を除いて、別記に定めるところによる。

(2) 書類の送付先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課（本庁8号館3階）

(3) その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月6日から施行する。